

議案第45号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定
について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月4日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

会計年度任用職員制度を導入するため、この条例を定めようとする。

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例

(関市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 関市職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和27年関市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「原則として1年」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「更に2年を超えない限度」とあるのは「任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(関市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 関市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年関市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「月額（）」の次に「法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（関市職員の給与に関する条例（昭和33年関市条例第20号）第13条に規定する通勤手当に相当する通勤に係る費用、同条例第14条に規定する特殊勤務手当に相当する額、同条例第15条に規定する時間外勤務手当に相当する額、同条例第16条に規定する休日勤務手当に相当する額及び同条例第17条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。）」を加える。

(関市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 関市職員の旅費に関する条例（昭和28年関市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「関市特別職職員の給与に関する条例」を「関市特別職職員の給与等に関する条例」に改め、「(昭和33年関市条例第20号)」の次に「、関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年関市条例第 号）」を加える。

(関市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 関市職員の退職手当に関する条例（昭和31年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「及び第3号」を「、第3号及び第3号の2」に改める。

(関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 関市職員の育児休業等に関する条例（平成4年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第9条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第20条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(関市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 関市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年関市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(関市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 関市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年関市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(関市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第9条 関市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成21年関市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」

を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。